

令和4年2月定例会 福祉保健医療委員会（急施議案）の概要

日時 令和4年2月24日（木） 開会 午後2時48分
閉会 午後3時21分

場所 第2委員会室

出席委員 岡田静佳委員長
渡辺大副委員長
藤井健志委員、小久保憲一委員、神尾高善委員、小谷野五雄委員、
金野桃子委員、松坂喜浩委員、町田皇介委員、山本正乃委員、石渡豊委員、
村岡正嗣委員

欠席委員 なし

説明者 [福祉部]
山崎達也福祉部長、細野正福祉部副部長、金子直史地域包括ケア局長、
和泉芳広少子化対策局長、横田淳一福祉政策課長、
佐々木政司社会福祉課長、藤岡麻里地域包括ケア課長、
岸田正寿高齢者福祉課長、鈴木康之障害者福祉推進課長、
黛昭則障害者支援課長、石井哲也福祉監査課長、大熊誉隆少子政策課長、
松井明彦こども安全課長、鈴木健一こども安全課児童虐待対策幹

[保健医療部]
関本建二保健医療部長、本多麻夫参事兼衛生研究所長、
小松原誠保健医療部副部長、仲山良二保健医療部副部長、
金子直史地域包括ケア局長、高橋司参事兼疾病対策課長、
吉永光宏食品安全局長、縄田敬子保健医療政策課長、横内治感染症対策課長、
川南勝彦感染症対策課感染症対策幹、川崎弘貴国保医療課長、
坂行正医療整備課長、加藤孝之医療人材課長、黒澤万里子健康長寿課長、
橋谷田元生活衛生課長、坂梨栄二食品安全課長、芦村達哉薬務課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第60号	令和3年度埼玉県一般会計補正予算（第14号）のうち福祉部関係及び保健医療部関係	原案可決
第61号	令和3年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第62号	令和3年度埼玉県国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決

2 請願
なし

【付託議案に対する質疑（福祉部関係）】

藤井委員

- 1 障害児（者）福祉施設等施設整備費について、今回、急施として耐震化整備1件が補正予算で計上されているが、この補正予算での整備後に未耐震の施設は何か所となるのか。また、未耐震の施設の耐震化をどのように進めていくのか。
- 2 介護基盤緊急整備等特別対策事業費で、非常用自家発電設備の補助5件を行うということだが、補助対象施設はどのような施設か。また、県内にどのくらいあるのか。

障害者支援課長

- 1 入所施設が1か所、通所事業所が2か所残っているが、入所施設の1か所については現在整備中で、令和4年8月中には耐震化を終える見込みである。通所施設2か所についてであるが、1か所は令和4年度中に自主整備すると聞いている。もう1か所については、県としても利用者の安心安全を守るために国庫補助を活用するなどして、整備するよう促していきたい。

高齢者福祉課長

- 2 この事業は国の交付金を活用することとしており、国の規定により、対象施設は、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院の5種の施設である。いずれも定員30人以上の施設が対象である。対象施設数については、県内に478施設ある。

藤井委員

介護基盤緊急整備等特別対策事業について、今回の5件という件数は少ないように感じるが、どのように募集し選定したのか。

高齢者福祉課長

この事業に関しては、対象施設にFAXを送付するとともに県ホームページにより周知をし、希望のあった施設を選定した。件数が少なかったのは、国から12月下旬に協議受付の通知が届き、翌1月上旬までに回答を求められたため、施設において十分な準備が整わず、件数が少なかったものと思われる。この事業は来年度以降も行うので、今後も更に進めていきたい。

【付託議案に対する質疑（保健医療部関係）】

小久保委員

- 1 保険給付費等交付金の金額について、12月補定例会での正後の予算額は4,690億4,000万円だが、本議案では4,788億円となっている。額が異なる理由は何か。
- 2 今回増額補正する95億円の財源の内訳はどうなっているか。

国保医療課長

- 1 保険給付費等交付金には普通交付金と特別交付金がある。歳出予算の事業概要にはそ

の合計額を記載している。特別交付金については、医療費の給付としては交付しないため、12月定例会での補正時は普通交付金分のみを記載した。ただ、委員御指摘のとおり、今回分かりづらい表記となっており、大変申し訳なく思っている。資料の整合性について十分注意し作成していきたい。なお内訳だが、普通交付金が4,690億4,056万5千円、特別交付金が97億1,368万9千円で、合計額は4,787億5,425万4千円である。

- 2 国と県の一般会計からの高額医療費負担金の増により約6億円、保健事業の取組を国が評価して交付する保険者努力支援交付金の事業費連動分の交付決定により約20億円を確保した。このほか、前期高齢者交付金や法定負担である県繰入金の増などにより約17億円を確保し、なお不足する約52億円については、財政安定化基金から取り崩すこととしている。

小久保委員

- 1 保険者努力支援交付金について、令和3年度当初予算において幾ら計上したのか。
- 2 財政安定化基金について12月定例会での補正では約69億円の取崩しであったが、今回の補正によって残高はどの程度になるのか。また、いつ復元されるのか。

国保医療課長

- 1 保険者努力支援交付金のうち取組評価分として29億9,616万6千円を計上している。
- 2 69億円と今回の52億円で最大121億円全額を取り崩すことになる。令和5年度から3年間で復元するため、令和7年度までに満額の121億円を復元する予定である。

小久保委員

保険給付費等交付金の増額補正によって、今後、被保険者にはどのような影響があるのか。

国保医療課長

今回の増額補正により直ちに保険税の追加徴収等はないが、令和5年度から3年間で最大121億円を基金を復元することとなるため、その分は各市町村に納付金の増額をお願いすることになる。市町村によっては、保険税率の引上げによって対応するため、その分被保険者に影響があると考えている。

【付託議案に対する討論】

なし